

クーポン利用による時間の減算とは・・・

1時間あたりにかかる保育料以上の割引額のクーポンを利用されている場合は実際に利用した時間から減算します。時間の減算がある場合は、申請書類確認の上、品川区で利用時間の計算を行いますので、申請者様が計算していただく必要はありません。以下参考に具体的な計算方法を記載します。

【計算方法】 ※金額や時間は1つの申請期ごと合計し、小数点以下は切り捨てて計算します。

☆大井 花子さんの利用状況の場合☆

①総保育料(クーポン割引前):85,000 円

②クーポン利用総額:18,000 円

③総利用時間:33 時間(今回は全て 7:00 から 22:00 までの利用とする)

①まず、補助額を計算します。品川区 HP 中 14 の「本事業のよくあるご質問」No.23 のとおり計算すると、

補助上限額:33 時間×2,500 円=82,500 円

実際支払った基本保育料:85,000 円－18,000 円=67,000 円

→低いほうが補助額となるため、**67,000 円**が補助額となります。(補助額決定)

②続いて、1時間あたりの①保育料単価を計算します。

(①総保育料(クーポン割引前):85,000 円)÷(③総利用時間:33 時間)

= (①保育料単価:2,575 円)

③②クーポン相当時間(クーポン利用料が保育何時間分に該当するか)を計算します。

(②クーポン総利用額:18,000 円)÷(①保育料単価:2,575 円)

= (②クーポン相当時間:6 時間)

④ 33 時間のうち 6 時間分はクーポンで支払ったことになるため、実際の利用時間から引きます。

(③総利用時間:33 時間)－(②クーポン相当時間:6 時間)=**27 時間**(利用時間決定)

大井 花子さんは、

利用時間:27 時間 補助額:67,000 円 となります。

※利用時間の減算により補助額が少なくなる場合は、補助額が減らないように調整します。

今回は時間減算後の補助上限額が 27 時間×2,500 円=67,500 円となり、67,000 円を上回るため、上記の利用時間、補助額で確定となります。